

弁護士
に聴く



**判例から見る
労働トラブルの
防止対策**

弁護士 宮澤俊夫 70

ユニオンが来た！



1、労働委員会で問題となる労働者性

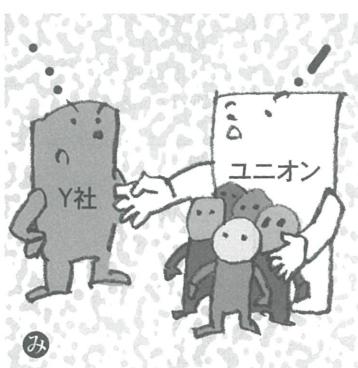
私は、現在愛知県労働委員会において、Y社の代理人として合同労組（社外ユニオン）と係争中です。

Y社は、そのような知らない労働組合からの団交申し入れを拒絶しました。労働組合法上、たとえ社外ユニオンであつたとしても、正当な理由なく団交を拒絶することは不当労働行為とみなされます。当該社外ユニオンに加入したとして、ユニオンから団体交渉の申

し入れがありました。Y社には社員で構成される労働組合ではなく、このユニオンはいわゆる社外ユニオンと称せられる合同労組です。

Y社は、そのような知り得ない労働者ではないと主張をしています。労働基準法上の「労働者性」については、本誌昨年10月号で庄司弁護士が解説しているとおりです。

Y社は、宅配事業を営んでおり、その業務の一部を個人事業者に外注にしておりました。外注業者より委託料金値上げ要求があり、Y社がこれに応じなかつたところ、これら外注業者が労働組合に加入したとして、ユニオンから団体交渉の申



愛知県労働委員会に救済申請立てをしました。労働委員会からの呼び出しを受けて、Y社が私に委任してきました。

これを受けて、私は、労働委員会に対して、ユニオンに加盟したと主張している者達は、個人請負の事業者であり、労働組合法が保護の対象とし

四月一二日判決 2、最高裁平成二三年

最高裁は、新国立劇場運営財団事件とINAXメンテナンス事件の二事件について、右同日に二判決をだしました。前者は劇場運営財団の主催する合唱団の公演に出演する

契約をもつて出演する個々の歌手という個人

事業主、後者は住宅設備機器の修理補修等を

業務とする会社と業務委託契約を締結するカ

スタマーエンジニアに

関するものです。これら

の者が同財団あるいは会社に団体交渉を申

し入れたが、会社側がこ

れに応じなかつたとい

う不當労働行為事件です。

右最高裁二判決は、労

働者性の一般的な判断基

準は示していませんが、

合唱団員と製品修理受託

者という全く異なる就業

実態にある者について、

①労務供給者が相手方

より広い人的範囲を肯定する傾向にあります。

の業務遂行に不可欠ないし極要な労働力として事業組織内に組み入れられている

②契約内容を相手方が一方的・定型的に決定している

③労務提供者が相手方からの個々の業務依頼に対して基本的に応ずべき

関係にある

④労務提供者が、相手方の指揮監督の下に労務提供を行つていると広い意味で解することができます。

⑤労務提供者が労務提供に当たり日時や場所について一定の拘束を受けている

⑥労務提供者の報酬が労務供給に対する対価又はそれに類するものとしての性格を有する

といつた判断要素が認められるならば、労働者性が肯定されると判示しました。

（愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝